

船舶事故調査報告書

平成30年5月9日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	火災
発生日時	平成29年5月2日 05時30分ごろ
発生場所	茨城県鹿島港南東方沖 鹿島港南防波堤灯台から真方位142°3.8海里（M）付近 （概位 北緯35°54.3′ 東経140°45.4′）
事故の概要	遊漁船第1不動丸は、遊漁中、火災が発生した。 第1不動丸は、機関室等に焼損を生じ、鎮火後に沈没した。
事故調査の経過	平成29年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	遊漁船 第1不動丸、4.9トン IG3-6561（漁船登録番号）、個人所有 11.08m（Lr）×3.44m×1.00m、FRP ディーゼル機関、316.27kW、平成9年10月 第231-14682号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型操縦士・特定 免許登録日 平成12年10月18日 免許証交付日 平成27年4月22日 （平成32年10月17日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	前部甲板、後部甲板、操舵室及び機関室に焼損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m
事故の経過	本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、釣り客13人を乗せ、遊漁の目的で、平成29年5月2日04時45分ごろ茨城県鹿島港の船だまりを出発し、鹿島港南東方沖の釣り場に到着した。 本船は、船首を北に向けて機関を中立運転とし、05時30分ごろ釣り客が遊漁を開始した際、甲板員が前部甲板左舷側の機関室出入口扉付近から煙が出ていることに気付いた。 船長は、甲板員と共に操舵室内の機関室出入口扉を開けて機関室内

	<p>を見たところ、機関室が煙で充満し、主機の左舷船尾方に火災を認めただので、前部甲板の散水ポンプを利用して消火作業を開始し、僚船に無線で救助を依頼した。</p> <p>船長は、05時35分ごろ、消火作業中に甲板員及び釣り客に救命胴衣を着用すること、及び退船する際は海面にクーラーボックスなど浮力のあるものを投下することを指示した。</p> <p>船長は、05時40分ごろ、火勢が衰えなかったので、甲板員及び釣り客に退船を指示し、自らも海中に飛び込んだ。</p> <p>船長、甲板員及び釣り客は、海中で互いが離れないよう、声を掛け合って救助を待っていたところ、05時50分ごろ付近を航行中の漁船2隻に救助され、鹿島港に搬送された。</p> <p>本船は、巡視船の放水により鎮火したものの、11時55分ごろ、茨城県神栖市南浜護岸東方沖800mの海上付近で沈没し、5月12日に引き揚げられ、鹿島港に陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、本事故前に発航前点検を行ったが、主機及び発電機に異常を認めなかった。</p> <p>船長は、魚群探知機が作動しなくなる不具合を過去に数回経験しており、本事故当日も出発後に不具合が生じたので、本事故発生直前まで、同探知機の電源の入切を繰り返していた。</p> <p>船長は、過去に本船の船長経験者から、本船のレーダーが作動しなくなる不具合があることを聞いていた。</p> <p>本船は、操舵室の下に機関室が配置され、前部甲板左舷側及び操舵室内の機関室出入口からそれぞれ機関室へ出入りできるようになっており、機関室内には、油缶、スプレー缶等の可燃物は置かれていなかった。</p> <p>本船は、配電盤が機関室左舷側後部に設置されており、電気配線は後部甲板左舷側下部にまとめられていた。</p> <p>本船は、建造時から電気配線が交換されないまま使用されており、絶縁抵抗試験を行っていなかった。</p> <p>本船は、後部甲板下の両舷に燃料タンクがあり、それぞれのタンクにゴムホースが接続されていた。</p> <p>船長は、本事故発生時、機関室内に煙及び火災を認めたものの、具体的な出火場所は特定できなかったが、本船の電気配線が建造時から交換されておらず、また魚群探知機等が時々作動しなくなる不具合があったので、電気配線に接触不良があったものと本事故後に思った。</p> <p>本船は、5月12日にサルベージ業者により引き揚げられ、現場調査で確認できた状況は、次のとおりであった。</p> <p>(1) 前部甲板よりも後部甲板に強い焼けが認められ、後部甲板右舷側よりも後部甲板左舷側に強い焼けが認められた。(写真1、写</p>

真2参照)

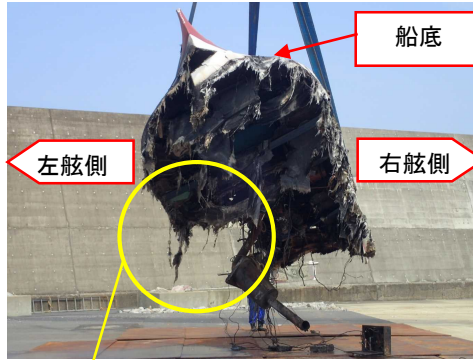


写真1 引揚げ後の本船



写真2 被覆が焼けた状態の電気配線

- (2) 後部甲板に、一部が焼けた状態のゴムホースが残っていた。
(写真3参照)



写真3 一部が焼けた状態のゴムホース

- (3) 機関は錆を生じていたものの、強い焼けは認められなかった。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

なし
不明
なし

本船は、鹿島港南東方沖において遊漁中、後部甲板左舷側下部付近から出火したものと考えられる。

本船は、船内の電気配線が建造時から交換されずに使用され、後部甲板左舷側下部にまとめられていた電気配線の被覆が劣化し、断線による接触不良箇所が生じたことから、同箇所が発熱して同配線の被覆

	及び付近の可燃物に引火し、出火した可能性があると考えられるが、出火に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、鹿島港南東方沖において遊漁中、後部甲板左舷側下部付近から出火したものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 魚群探知機等の電気機器が作動しなくなる不具合を生じた場合は、電気配線の接触不良等の可能性があるため、速やかに点検すること。

付図1 事故発生場所概略図

